

趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

背景

平成24年 児童福祉法改正	児童発達支援センター創設。 役割 ・ 児童発達支援を行う ・ 地域の障害児やその家族への相談 ・ 障害児を預かる家族への援助・助言を行う
令和4年 児童福祉法改正	児童発達支援センターが「地域の障害児支援の中核的役割を担う」旨、法に明記。国の基本指針において、令和8年度末までに各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することが求められている。

令和4年法改正後の児童発達支援事業所および児童発達支援センター類型

- ①一般的な児童発達支援事業所
- ②法改正「前」の児童発達支援センター
- ③法改正「後」の児童発達支援センター

今後、本市として③の体制を目指していく必要がある

趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

児童発達支援センターとは

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条）



趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

児童発達支援センターに求められる4つの中核機能

①幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能



②地域の障害児通所支援事業所
に対するスーパーバイズ・コ
ンサルテーション機能



中核的拠点

児童発達支援
センター



③地域のインクルージョン推進
の中核機能



④地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

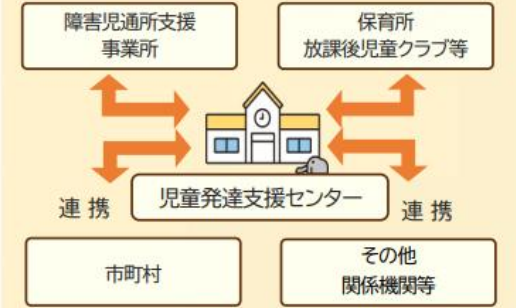
趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

面的整備型 例①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



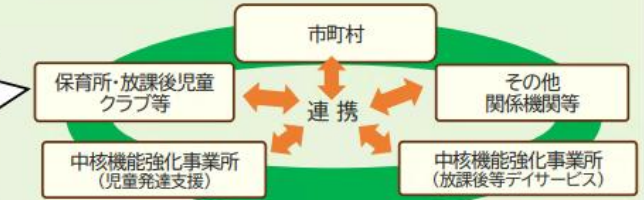
面的整備型 例②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



厚生労働省：「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」について別紙2抜粋

趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

趣旨

児童福祉法において児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置付けられており、同センターを中心とした地域の障害児支援体制の強化が求められている。また、同法の令和4年改正により、これまでの通所支援に加え、地域における総合的な相談支援や関係機関との連携体制の構築、専門的な研修の実施などの役割が、センターに対してより具体的に求められることとなった。

本市においては、法人が運営する児童発達支援センターと、市が設置している「こども育成相談センター」と対象児童の障害種別や運営等の差はあるものの、機能類似が見られるなどの課題がある。

このような状況を踏まえ、本市における障がい児発達支援体制について、専門的かつ横断的な観点から検討を行い、その方向性を取りまとめるため、健康福祉審議会障害者分科会及びこども分科会の下に「加賀市児童発達支援体制検討専門部会」を設置するものである。

趣旨、国の動向、法的な位置づけについて

体制検討にあたっての基本的な方針

【第7期加賀市障がい者計画より抜粋】

障がいのある子どもの育成・教育

- ①早期療育の充実
- ②学校教育の充実
- ③障害児通所支援サービスの充実
- ④医療的ケア児の支援体制の整備

【加賀市こども計画より抜粋】

障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

こども育成相談センターについて、関連機能の集約や機能充実について検討し、施設・設備の老朽化に対応します。 6